

令和7年度 安中南地区 「あたらしいまちづくり」 第3回 ワークショップ

日時 令和7年10月26日（日）午前10時～12時（予定）

場所：安中公民館

次 第

1. 開会

2. ワークショップ（合同会社Teep）

別紙ご参照

2-1 まちづくりルール（地区計画）のアンケート結果について

- ① まちづくりルール（地区計画）のおさらい
- ② アンケート結果 皆さんが良いと感じたものは・・・？
- ③ 「アンケート自由意見」についての意見交換

2-2 ご近所点検地図のまとめ図について

- ① まとめ図の確認
- ② これまで触れていないエリアの道路や公園について考えましょう！
★行き止まり道路はつないだ方が良いでしょう？
★小さくても、散歩コースに公園があると良いですよ！

③まとめ図へ書き足してください。

まとめ図への書き足し図

3. グループ別の発表

※ 今回は、ファシリテーターが発表します。

3. アンケート記入

4. 終了

ご都合がおありの方は、途中ご退席されてかまいません。

令和7年度 安中南地区 「あたらしいまちづくり」 第3回 ワークショップ

日時 令和7年10月26日(日) 午前10時~12時(予定) 場所: 安中公民館

説明資料

2. ワークショップ (合同会社 Tee p)

10時05分

2-1 まちづくりルール(地区計画)のアンケート結果について

①まちづくりルール(地区計画)のおさらい

★対象となる建物

⇒ これから新築する時、改築する時に影響するもので、今建っている住宅や事務所などを建て替える必要はありません。

★生垣やフェンス

⇒ 敷地境界に、一定の高さの生垣やフェンスを必ず設けるということではなく、全段ブロック積みの塀のみを禁止するものです。

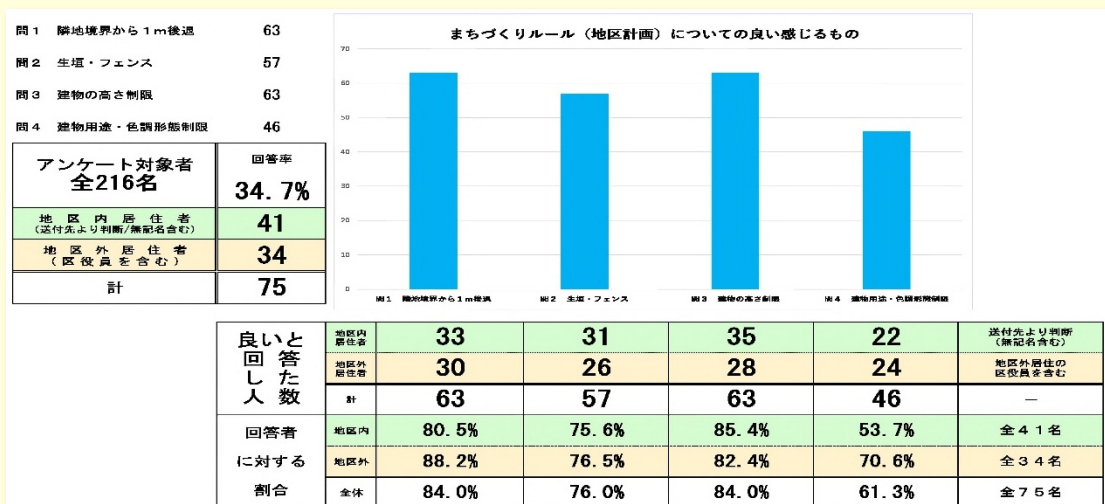
★建物の高さ制限

⇒ 中宿水口線の沿道や、学校施設としては高い建物を建てられるようにするとか、エリア別に決めることができます。

★建物の用途、色調形態

⇒ 現在の建築基準法で指定されている「第2種中高層住居専用地域」でも、著しく生活の支障となるような建物用途は許可されていません。
⇒ 一方、これから色々な方が転入されることを考えると、安中南地区らしさを守り、維持する建物などのルールは必要ではないでしょうか。

②アンケート結果 皆さんが良いと感じたものは?



③もういちど まちづくりルール(地区計画)の仕組み

- ★ 地区計画(都市計画法12条の4) {
- まちづくりルール(壁面位置や建物用途)
 - 地区施設の指定(道路や公園)

2-2 近所点検地図のまとめ図について

10時25分

※今回のグループは、土地利用状況等に加え、ご参加された人数で再編させていただきました。

①前回、グループ別に作成した「近所点検地図」を一枚にまとめました。

⇒ 手書き地図を直線で作図し直しました。

⇒ これまでより具体的になってきましたが、**決定したわけではないです！**

⇒ 道路の拡幅方向は皆さんのご意見そのままですが、**幅員の線は目安です。**

この図面はイメージとして理解してください。

②これまで触れていないエリアについて、皆さんで書き足してください。

★ここにも道路があると便利だ。狭いところは少し広く・・・行き止まり道路・・・

★ひとやすみの小公園があるといいかな・・・

★詰まっている、におっている用排水路を直したい・・・

★その他

まとめ図の書き足し図に! 身近で深く! 大胆に!

●書き足し線のうち、現況準拠は黒色、新しい線は**赤色で記入**してください。

●縁取り線だけ書いてください。中の塗りつぶしは不要です。

★近所の方々に対してのご配慮もありますが、ここは少し大胆に！

今回の発表はファシリテーターが担当します！

3. グループ別の発表

11時20分

★ 各グループ 5分程度でお願いします。

4. アンケート記入

11時45分

5. 終了

ご都合がおありの方は、途中ご退席されてかまいません。

※第4回ワークショップには、**オレンジ色の「地区計画パンフレット」**をご持参願います。